

収益認識専門委員会（仮称）の設置について(案)

１．経緯

収益認識は、国際会計基準審議会（IASB）において 2002 年（平成 14 年）から検討課題とされ、現在は米国財務会計基準審議会（FASB）との共同プロジェクトとして検討が進められている。ASBJ では、このプロジェクトについて、活動目的の一つである「国際的な会計基準の整備への貢献」の最重要テーマの一つであると考えている。

そのため、会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた取組みとして、平成 17 年 3 月から開始されている IASB との共同プロジェクトでも、収益認識を長期プロジェクト項目のうち優先的に検討する項目としている。また、平成 19 年 8 月に公表した IASB との「東京合意」を踏まえて平成 19 年 12 月に公表したプロジェクト計画表においては、収益認識を「IASB/FASB の MOU に関連するプロジェクト項目（中長期）」に属する 5 項目の一つとして掲げている。

IASB では、FASB との共同プロジェクトの成果として、平成 20 年前半に討議資料を公表する予定となっている。

２．収益認識専門委員会（仮称）の設置

上記のように、ASBJ において、収益認識を中長期のコンバージェンス・プロジェクト項目として検討していく方針がすでに合意されており、ASBJ における対応を本格化する必要がある。また、IASB/FASB による討議資料の公表に対応して、IASB の基準設定プロセスへの日本のより大きな貢献を図るという観点からも、本プロジェクトについての体制強化が不可欠である。

このため、収益認識専門委員会（仮称）を設置し、IASB/FASB のプロジェクトの内容の検討と合わせて、収益認識に関する国内基準の今後のあり方について検討を行うこととしてはどうか。

３．作業計画（案）

- ・平成 20 年前半に公表が予定されている IASB/FASB の討議資料に対するコメントを検討する。
- ・IASB/FASB の討議資料の検討を踏まえ、平成 20 年後半に論点整理を公表する。
- ・国内基準の開発については、「新たな基準が適用となる際に日本において国際的なアプローチが受け入れられるように、緊密に作業を行う」という東京合意の基本方針に基づいて、進めていく。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

企業会計基準委員会 収益認識専門委員会（仮称） 名簿

	氏 名	備 考
専門委員長	逆 瀬 重 郎	企業会計基準委員会 副委員長（常勤）
専門委員	西 川 郁 生	企業会計基準委員会 委員長（常勤）
専門委員	新 井 武 広	企業会計基準委員会 委員（常勤）
専門委員	桜 井 久 勝	神戸大学 大学院経営学研究科教授
専門委員	佐々木 隆 志	一橋大学 商学部大学院商学研究科教授
専門委員	辻 山 栄 子	早稲田大学 商学大学院教授
専門委員	池 田 悟	新日本製鐵 財務部決算グループマネジャー
専門委員	村 瀬 悦 男	(株)日立製作所 タックスアカウンティングセンター長
専門委員	大久保 孝 一	監査法人トーマツ 公認会計士
専門委員	島 義 浩	あずさ監査法人 公認会計士
専門委員	渡 邊 正	新日本監査法人 公認会計士
専門委員	秋 葉 賢 一	企業会計基準委員会 主席研究員
専門委員	豊 田 俊 一	企業会計基準委員会 主任研究員
専門委員	吉 田 健太郎	企業会計基準委員会 専門研究員
専門委員	川 西 安 喜	企業会計基準委員会 研究員
専門委員	高 津 知 之	企業会計基準委員会 研究員
専門委員	中 條 恵 美	企業会計基準委員会 研究員
専門委員	中 根 正 文	企業会計基準委員会 研究員

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。